

令和4年度 宝塚市  
新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金  
申請要領

宝塚市

## 1 事業目的

宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金(以下「補助金」という。)は、新型コロナウイルス感染症拡大防止と社会経済活動維持の両立を図るために、市内事業者が市内の店舗及び事務所等において、新型コロナウイルス感染症に対応するための改装工事を市内施工事業者により行う場合に、改装工事費等の一部を補助するものです。

## 2 補助金概要

### (1) 補助対象者

下記の①～⑨の条件をすべて満たす者とします。

- ① 市内に主たる事務所、営業所、店舗等を設置している中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び小規模事業者、個人事業主
- ② 日本産業分類の以下に該当する業種（ア～オが主たる業種であること）
  - ア 大分類 製造業
  - イ 大分類 運輸業、郵便業
  - ウ 大分類 卸売業、小売業
  - エ 大分類 宿泊業、飲食サービス業
  - オ 大分類 生活関連サービス業、娯楽業のうち、洗濯・理容・美容・浴場業
- ③ 申請日において、市内で上記②に該当する事業を1年以上継続しており、今後も事業を継続する意思のある者
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む事業者でないこと
- ⑤ 市税の滞納がない事業者（ただし、滞納がある場合でも分割納付、徴収猶予等の手続きをしている、又はする意思があるときは、この限りではない。）
- ⑥ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例という。」）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと
- ⑦ 本補助金の申請者（個人又は法人代表者）と工事施行事業者（個人又は法人の場合は法人代表者）が同一でないこと。
- ⑧ 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと
- ⑨ 令和4年度において、同一の補助対象事業で、国、兵庫県及び宝塚市を含む他自治体で実施している補助金等の他の助成を受けていないもしくは受ける予定がないこと。

### (2) 補助対象事業

市内の店舗及び事務所等における、下記の①～⑥の要件を満たす60万円（税抜）以上の工事を対象とします。ただし、⑥の事業は、①～⑤の事業と組み合わせて実施する

場合のみ申請可能です。なお、①～⑥の事業は、市内に本社、本店等主たる事業所を有する法人もしくは市内に住所がある個人が施工する必要があります。

- ① 三密回避のための改修工事業  
（例）・屋外テラスの設置、整備工事  
・待合室の整備のための工事
- ② 人同士の接触を低減するための改修工事業  
（例）・社員の接触を極力低減するための更衣室や休憩室の増設や間仕切り設置工事
- ③ 外気との換気に配慮した改修工事業  
（例）・換気設備（換気扇、換気ダクト）の増設  
・換気のための窓の増設又は改修、網戸の設置
- ④ 業態変更に係る内装や外装の改修工事業  
（例）・店舗の外にテイクアウト受取口の設置  
・卸売業から小売業に業態転換する際の店舗内装工事
- ⑤ 非接触機能付き設備の設置事業  
（例）非接触機能付きトイレや手洗い場の増設、非接触式自動ドアの設置
- ⑥ 省エネルギー促進のための改修事業  
（例）・LED照明の設置  
・窓、床、壁、天井、屋根の断熱化

※住宅との併用となっている店舗や事務所等においては、住宅部分の工事については対象外とします。申請の際には、店舗及び事務所等部分の工事であることがわかる任意の資料の提出をお願いいたします。

### （3）補助対象経費について

令和4年4月1日から令和5年2月15日までの期間に補助対象事業を実施し、かつ当該経費の支払いが完了した下記①～⑤に掲げる経費とします。なお、消費税及び地方消費税相当分については、補助対象経費から除外するものとしますので、申請の際はご留意ください。

また、見積書、領収書及び請求書等は市内事業者の住所の記載がある書類に限ります。

- ① 設計費
- ② 設備費
- ③ 付帯工事費
- ④ 設備処分費
- ⑤ 備品購入費

備品購入費の取得価格は1点あたり10万円以上（税抜）とし、令和5年2月15日までに支払いがすべて完了するもののみが対象となります。また、リース契約による導入及び備品購入費のみの申請は、補助対象外とします。

#### 【補助対象外となる例】

- 単なる既存設備の取り替えや更新に係る工事
- 建物の老朽化による修繕や一般的なりニューアル工事
- 換気のための空気清浄機等のみの購入
- 飛沫感染防止のためのアクリル板等のパーティションのみの設置工事
- 補助対象者の資産形成とみなされる備品購入費  
(例) パソコン、タブレット端末及び周辺機器のみの購入
- キャッシュレス決済に係る諸機器のみの設置

※いかなる場合においても、領収書の写し等、支払いをしたことを証明する資料がない場合は、その分にかかる補助金の交付はできませんので、ご注意ください。

#### (4) 補助金額について

補助金上限額 120万円(補助対象経費の2/3以内、千円未満切捨て)

なお、補助対象工事費は、60万円(税抜)以上とします。

#### (5) 申請について

##### ①申請書類提出方法

令和4年8月1日(月)から9月15日(木)までの期間に、郵送又は市役所商工勤労課の窓口にて受付します。なお、郵送の場合は、9月15日(木)の必着とします。また、窓口の受付時間は、9時～17時(土日・祝日除く)です。

##### ②提出・問い合わせ先

〒665-8665

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 産業文化部 産業振興室 商工勤労課 TEL:0797-77-2011

##### ③応募書類様式

市のホームページからダウンロードするか、市役所商工勤労課でも配布しています。

(郵送は致しかねますが、特段の事情がある場合は、返信用封筒に切手を貼り、請求願います。)

※応募時に必要な申請書および添付書類はP5～P7をご確認ください。

#### (6) 補助事業者の決定について

申請書を提出いただいた後、申請件数が予算の範囲内の場合は、必要な提出資料が全て提出されており、補助対象者の要件を満たしている申請者を補助事業者と決定し、交付決定通知書を送付します。

なお、申請者多数の場合、加点方式による書類審査を行い、補助事業者を決定するものとします。

また、交付・不交付に関わらず、申請者に対し郵送にて通知いたします。

## (7) 書類審査について

### ①審査方法

審査は、申請者からの提出資料を、以下の審査基準に基づき、書類審査の上、予算の範囲内において補助事業者を決定します。

### ②審査基準（10点満点の加点式）

- ・三密回避を実現できる工事内容か 1点
- ・人同士の接触を低減する工事内容か 1点
- ・外気との換気に配慮した工事内容か 1点
- ・業態変更に係る内装や外装の工事内容となっているか 1点
- ・非接触機能付き設備を設置する工事内容か 1点
- ・省エネルギー促進のための工事内容か 1点
- ・今後も事業継続への意欲が認められる工事内容か 1点
- ・2021年11月から2022年3月までの任意の1ヶ月と2018年11月から2021年3月までの同月の売上高（事業収入）の減少率を比較し、売上減少率が30%以上であるか 1点
- ・令和3年度 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金の支給を受けていないか 1点
- ・市内で5年以上事業を行っている事業者か 1点

## (8) 実績報告書提出期限

令和5年2月15日（水）まで

※補助事業完了後原則30日以内、やむを得ない特段の事情がある場合は、令和5年2月28日（火）までに必ずご提出ください。実績報告書の提出が遅れた場合、いかなる場合でも補助金を交付することはできません。

## (9) その他（注意事項等）

- ・本補助事業が終了後、事業の効果測定に資するためのアンケート調査を実施しますので、その際にご回答願います。
- ・本公募要領及び宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金交付要綱を理解し、記載事項について留意してください。
- ・要領や要綱に定めのない事項については、本市の指示に従ってください。
- ・申請内容に偽りや隠匿、不正な手段により補助を受けたとき、または受けようとしたときや、法令に違反したとき、実績報告書や支出した根拠となる帳簿書類等の添付資料が提出できないなどの場合は、交付決定の取消や補助金の返還命令などの措置を実施します。その場合は、その旨従わなければなりません。
- ・補助事業により購入した物件や帳簿書類等が確認できない場合は、当該物件にかかる金額は補助の対象外となります。
- ・経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、補助事業完了後、当該

年度の終了後5年間は保存してください。

### 3 提出書類一覧

#### ① 交付申請の時点で未着手の場合

交付申請時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1-1) <input type="checkbox"/> 収支予算書(別紙1-2) <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書(別紙1-3) <input type="checkbox"/> 補助金交付申請に係る誓約書(別紙1-4) <input type="checkbox"/> ・法人の場合 履歴事項全部証明書の写し(発行から6ヶ月以内) ・個人の場合 開業届の写し又は確定申告書の写し等業種が確認できるもの <input type="checkbox"/> 2021年11月から2022年3月までの任意の一か月に係る売上に関する書類等(任意様式)及び2018年から2021年分の所得税確定申告書類の写し等(任意様式) <input type="checkbox"/> 市税の未納の税額がないことの証明の原本 <input type="checkbox"/> 見積書 <input type="checkbox"/> その他必要書類(任意)
事業着手時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金 補助事業着手申込・届出書(様式第3号)
実績報告時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金実績報告書(様式第9号) <input type="checkbox"/> 事業報告書(別紙9-1) <input type="checkbox"/> 収支決算書(別紙9-2) <input type="checkbox"/> 支払を証明する書類の写し(領収書、通帳の写し等) ただし、上記書類で購入や役務等内容がわからない場合は、契約し、請求書等詳細がわかる書類の写しを適宜添付願います。 <input type="checkbox"/> 成果物等(事業所の様子が確認できる写真等の資料) <input type="checkbox"/> その他必要書類(任意)
補助金請求時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金請求書(様式第11号)

②令和4年4月1日から交付申請日までに着手し、申請時点で事業が未完了の場合

<p>交付申請時</p>	<p><input type="checkbox"/>宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金交付申請書(様式第1号)</p> <p><input type="checkbox"/>事業計画書(別紙1-1)</p> <p><input type="checkbox"/>収支予算書(別紙1-2)</p> <p><input type="checkbox"/>暴力団排除に関する誓約書(別紙1-3)</p> <p><input type="checkbox"/>補助金交付申請に係る誓約書(別紙1-4)</p> <p><input type="checkbox"/>・法人の場合 履歴事項全部証明書の写し(発行から6ヶ月以内)</p> <p>・個人の場合 開業届の写し又は確定申告書の写し等業種が確認できるもの</p> <p><input type="checkbox"/>2021年11月から2022年3月までの任意の一か月に係る売上に関する書類等(任意様式)及び2018年から2021年分の所得税確定申告書類の写し等(任意様式)</p> <p><input type="checkbox"/>市税の未納の税額がないことの証明の原本</p> <p><input type="checkbox"/>宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金 補助事業着手申込・届出書(様式第3号)</p> <p><input type="checkbox"/>見積書</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要書類(任意)</p>
<p>実績報告時</p>	<p><input type="checkbox"/>宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金実績報告書(様式第9号)</p> <p><input type="checkbox"/>事業報告書(別紙9-1)</p> <p><input type="checkbox"/>収支決算書(別紙9-2)</p> <p><input type="checkbox"/>支払を証明する書類の写し(領収書、通帳の写し等)</p> <p>ただし、上記書類で購入や役務等内容がわからない場合は、契約し、請求書等詳細がわかる書類の写しを適宜添付願います。</p> <p><input type="checkbox"/>成果物等(事業所の様子が確認できる写真等の資料)</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要書類(任意)</p>
<p>補助金請求時</p>	<p><input type="checkbox"/>宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金請求書(様式第11号)</p>

③令和4年4月1日から交付申請日までに着手し、申請時点で事業が完了している場合

交付申請時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> 事業計画書(別紙1-1) <input type="checkbox"/> 事業報告書(別紙9-1) <input type="checkbox"/> 収支決算書(別紙9-2) <input type="checkbox"/> 支払を証明する書類の写し(領収書、通帳の写し等) ただし、上記書類で購入や役務等内容がわからない場合は、契約し、請求書等詳細がわかる書類の写しを適宜添付願います。 <input type="checkbox"/> 成果物等(事業所の様子が確認できる写真等の資料) <input type="checkbox"/> 暴力団排除に関する誓約書(別紙1-3) <input type="checkbox"/> 補助金交付申請に係る誓約書(別紙1-4) <input type="checkbox"/> ・法人の場合 履歴事項全部証明書の写し(発行から6ヶ月以内) ・個人の場合 開業届の写し又は確定申告書の写し等業種が確認できるもの <input type="checkbox"/> 2021年11月から2022年3月までの任意の一月に係る売上に関する書類等(任意様式)及び2018年から2021年分の所得税確定申告書類の写し等(任意様式) <input type="checkbox"/> 市税の未納の税額がないことの証明の原本 <input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金 補助事業着手申込・届出書(様式第3号) <input type="checkbox"/> その他必要書類(任意)
補助金請求時	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金請求書(様式第11号)

④その他書類(共通)

経費配分変更 又は 補助事業内容 変更	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金補助事業変更交付申請書(様式第4号) <input type="checkbox"/> 事業計画書【変更】(別紙4-1) <input type="checkbox"/> 収支予算書【変更】(別紙4-2)
補助事業中止 または廃止	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)
申請者住所 または 代表者変更	<input type="checkbox"/> 宝塚市新型コロナ対応市内事業所等改装促進補助金代表者等変更届(様式第6号)